

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年10月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度静岡県介護生産性向上総合相談センター運営業務委託

(2) 業務目的

本県の高齢化率は、2025年4月現在、30.9%で過去最高を記録し、65歳以上人口は110万人を超えている。2040年を見通すと、高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が急増すると推測されている。一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれており、人材の確保は既に全産業的に喫緊の大きな課題となっている。

このような厳しい環境変化の中にあっても、必要な人材を確保するとともに、介護の質を確保・向上していくことが介護現場が直面する課題であり、個々の介護事業所等が、それぞれ有する課題を把握し、業務の効率化や改善を行うなど、生産性の向上を進めることが重要である。

本事業は、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を横断的・総合的に一括で取り扱い、介護事業所からのICT等テクノロジーの導入、及び人材確保に関する相談に関し、多様な関係者や既存の各種事業とも連携しながら、ワンストップで対応するとともに、計画から取組・評価・継続まで一貫して支援を行う「静岡県介護生産性向上総合相談センター（以下「センター」という。）」を設置し、介護事業所等が行う生産性向上等の取組を促進することを目的とする。

(3) 業務内容

ア センターの設置・運営

イ その他、介護現場が抱える課題を解決するための取組の実施（任意）

(4) 委託価格の限度額

30,000千円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

なお、コンソーシアムで応募する場合、「次に掲げる要件を全て満たす」とは、当該コンソーシアムを構成する全ての法人がその要件を満たすことをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(6) 下記5(5)に記載の事前説明会に参加すること。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

電話：054-221-2314 FAX：054-221-2142

電子メール：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 公募要領の配布

ア 交付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月22日（水）まで

イ 交付場所

上記(1)及び静岡県介護保険課ホームページ

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

参加表明書、誓約書

イ 提出期限

令和7年10月22日（水）午後4時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

令和 7 年10月27日（月）午後 4 時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 事前説明会

ア 日時 令和 7 年10月10日（金）午前10時から午前11時まで

イ 開催方法 ハイブリッド型（県庁別館 8 階第 1 会議室 A 及びWEB会議システムを利用したオンライン開催）

(6) プレゼンテーション

ア 日時 令和 7 年10月30日（木）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内会議室（静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号）

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和 7 年度静岡県一般会計補正予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は公募要領による。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。